



島根県報

平成20年3月28日(金)
号外第52号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

教委規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(義務教育課)	1
市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則を廃止する規則	(")	1

教育委員会規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県教育委員会委員長 北島建孝

島根県教育委員会規則第10号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(育児短時間勤務教職員等についての適用除外)

第7条 第3条の規定は、育児短時間勤務教職員等(条例第22条第2項に規定する育児短時間勤務教職員等をいう。以下同じ。)には適用しない。

第9条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務教職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第9条の2 条例第22条の7第1項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、第8条第1項第2号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する教職員のうち育児短時間勤務教職員等以外の教職員に労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第3号の許可(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第5項の規定により人事委員会又は地方公共団体の長が行うものを含む。)を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第22条の7第2項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務教職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県教育委員会委員長 北島建孝

島根県教育委員会規則第11号

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則を廃止する規則

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年島根県教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。